

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
（いずれも岐阜市所管の施設等を含む。）

} 様

岐阜県健康福祉部長

「新型コロナウイルス緊急対策 ～第3波の終息を目指すとともに、再拡大を阻止～」について

第3波を受け、約4か月にわたる対策の結果、現在、本県は国の指標全てで「ステージ2」となり、「緊急事態宣言」も解除されました。

しかし、第3波は決して終わったわけではありません。感染者も必ずしも下がりきっておらず、昨年の教訓から見ても、感染リスクの高い春の行事、人の流れが増加する今後1か月は嚴重注意の季節です。

振り返れば、第1波は「年度末・年度始め」、第2波は「夏休み」、第3波は「年末年始」と、人の動きが活発となる時期を契機に感染が拡大してきました。

したがって、リバウンドのきっかけとなりうる全国的な人の移動が多く、職場や学校の区切りとなるこれからの時期は特に警戒が必要となります。

そのため、この度、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部により「新型コロナウイルス緊急対策 ～第3波の終息を目指すとともに、再拡大を阻止～」(3月8日～4月上旬)が示されたところです。

については、県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、福祉施設における対策として、各施設の感染対策担当者である「ぎふコロナガード」により、「日常生活での予防策の徹底」、「施設の感染防止体制(職員研修の実施など)」、「持ち込まない対策(職員、利用者、委託業者への水際対策)」、「施設内の対策(利用者の体調管理、食事場所対策等)」について、下記事項により引き続き重点的にチェックを実施していただき、感染拡大防止の取組みの徹底を継続願います。

記

1 職員、利用者等の感染防止対策について

- 職員及び利用者におかれては、引き続き日常生活での基本的な感染防止対策(マスクの着用、手指衛生、三密回避)の徹底とともに、感染リスクを避ける行動(感染リスクの高い春の行事などの徹底回避、不要不急の「県をまたぐ移動」「外出」「飲食」に関する慎重な判断)の徹底を継続してください。
- 職員の方は、体調不良の時は適切に休み、診療を受けることの徹底をお願いします。
- 県が配信する感染防止対策に関する動画等を用いて施設内研修を開催し、職員の

方々が感染防止に関し正しい知識を習得いただくよう、引き続き確認をお願いします。

- ・ 利用者の方にも、日常生活での感染予防策の徹底と体調不良時の対応の徹底についてご理解とご協力いただきますよう引き続き周知をお願いします。
- ・ 施設内感染の原因として、職員・利用者のご家族様の感染を起因として職員等が感染され、施設内に感染が持ち込まれるといった事例がこれまで多数生じております。そのため、ご家族様にも施設の感染防止対策の徹底へのご理解とご協力をいただきますよう、引き続き周知をお願いします。

2 施設へ感染を持ち込まない・拡大させない対策について

- ・ 職員及び利用者におかれては、毎日の体調管理についてチェックシート等を用いた体温・症状等の記録の整備、保管を継続していただくようお願いいたします。
- ・ 利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックを継続し、水際作戦の徹底の継続をお願いします。
- ・ 施設内の標準予防策（マスクの常用、手指衛生の強化等）の再確認、強化・徹底の継続をお願いします。
- ・ 入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、感染が懸念される場合にはマスクに加えフェイスシールド等の个人防护具を使用して対応するよう引き続きお願いします。
- ・ 通所系施設では、職員及び利用者の毎日の体調チェックの徹底、送迎車両でのマスク着用及び換気等の実施、施設の共用部分やリハビリ機器の消毒及び手指衛生の強化、感染が懸念される場合には食事時及び入浴時のマスクに加えたフェイスシールド着用等による対策を引き続きお願いします。
- ・ 食事の場所や更衣室（ロッカー室）については、他の職員等と一定の距離を保つなど、感染リスクを徹底して避ける配慮を継続してください。

<添付資料>

- ・ 「新型コロナウイルス緊急対策 ～第3波の終息を目指すとともに、再拡大を阻止～」
(令和3年3月5日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	田中	担当	多治見
T E L	058-272-1111 内線 2600		
F A X	058-278-2639		